|  |
| --- |
| **令和６年度****～高校生の“夢”の実現を支援します！～****大阪府育英会ＵＳＪ奨学生募集要綱** |
| ikueikai_logo_yoko_02_bk〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号大阪私学会館2階ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞURL https://www.fu-ikuei.or.jp/ | ★問い合わせ先TEL（06）6358－3052（ダイヤルイン）FAX（06）6358－3053（注）電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。業務時間　平日（9:00～17:30） |

　大阪府育英会ＵＳＪ奨学金（以下「ＵＳＪ奨学金」という。）は、合同会社ユー・エス・ジェイ（以下「ＵＳＪ」という。）からの寄附金を活用し、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現に向けて非常に強い向学心がありながら、経済的に厳しい学習環境にある高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図ることを目的としています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** |  | **給付額及び給付人数** |

（１）給付額：１人　最高１００万円（返済不要）

（２）給付人数：１５名予定

（３）給付方法：原則２年次及び３年次に２０万円ずつ給付し、進路確定後６０万円を給付します。

 ・３年次の給付は成績の維持等、一定の要件が課されます。

 ・４年制の高等学校に在籍している場合は、２年次に１０万円を、３年次及び４年次

 に各１５万円を、進路確定後６０万円を給付します。（４年次の給付にも、成績の

維持等、一定の要件が課されます。）

 ・進学を断念した場合は、進路確定後の６０万円は給付しません。

 ・２の申込資格を満たしていないことが判明した場合、既に給付した奨学金の返還を

 求めることがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **２** |  | **申込資格** |

**次の要件をすべて備え、在学する学校長が推薦する生徒**

1. 学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、又は修業年限３年の専修学校の高等課程（これに準ずる各種学校を含む。）で、大阪府内に設置されている学校（以下「高校等」という。）に在学する２年次の生徒であること。
2. １年次の成績の平均値（評定平均値）が４．３以上※1（これに準ずる成績※2と認められる場合を含む。）であり、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現のために日本の学校教育法に規定する大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程※3への進学を希望する生徒であること。

※1　評定平均値は小数点第二位以下を切り捨てた値が４．３以上あること。

※2　これに準ずる成績とは、成績評価が５段階以外の評価（１０段階評価の場合やＡＢＣ等の評価）

を採用している場合は、５段階評価に換算した評価が４.３以上の成績を指します。

※3　職業能力開発校や職業能力開発大学校など、職業能力開発促進法に基づく施設はＵＳＪ奨学金

の対象外です。

1. 高校等在学中にボランティア活動や生徒会活動、クラブ活動等に積極的に参加している生徒であること。
2. 保護者※4（父母等）が大阪府内に住所を有すること。

保護者について

　民法改正により令和４年４月１日から成年年齢が１８歳に引き下げられました。

　生徒が成年年齢に達した場合は、「保護者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者（父母等）であったもの」と読み替えてください。（申込関係書類すべて）

※4保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は

生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。

1. 保護者（父母等）について、以下の【算式】により算出された額（保護者合算）が51,300円未満（年収めやす※5350万円未満）であること。（令和6年度の住民税課税標準額等による）

**【算式】　市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額**

　　　　 　（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。）

　※5　年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満

1人)がいる4人世帯

・地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

・課税標準額とは、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

・調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

・政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３** |  | **申込手続** |

**在学する学校を通じての申込みになります。**

**申込みにあたっては事前に学校とよく相談してください。**

* 1. 提出書類

（提出書類様式は大阪府育英会のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞhttps://www.fu-ikuei.or.jp/から印刷して下さい。）

　　　・**応募希望者は、①～④を学校へ提出してください。**

1. 奨学生申込書（様式１）
2. 「私の夢～その実現に向けて～」をテーマとする小論文（様式２）（鉛筆での記入可）

・自筆、縦書きで１０００字以上１２００字以内

・将来の夢を見据え、将来何をしたいか（職業等）、またそれを実現するためにどのよう

に取り組んでいくのか等、未来に向けた自分自身の考えを書いてください。

1. 活動報告書（様式３） （鉛筆での記入可）
2. 保護者の収入に関する証明書

・別紙①【収入に関する証明書について】、及び別紙②【収入に関する証明書の見本】

　を参照して提出してください。

　　　・**応募希望者は、⑤・⑥の作成を学校に依頼してください。**

（学校は⑤・⑥を作成し、「奨学生申込者一覧表（様式９）」を添えて大阪府育英会へ送付）

1. 成績証明書（高校等１年次の成績）（公印のあるもの）

 ・評定平均値は小数点第二位以下を切り捨てた値が４．３以上あること。

1. 学校長の推薦書（様式４）

（２）　提出期限：在学する学校が指定する日 　※在学する学校に確認してください。

　　　　　　　　【学校提出期限：　　　　月　　　　日（　　）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **４** |  | **選考方法及び結果通知** |

（１）第１次審査（書類審査）

　　　　提出書類により審査し、合否に係らず結果は学校を通じて通知します。

（２）第２次審査（審査委員会による個別面接審査）

　　　　第１次審査合格者に対して、１０分程度の個別面接を実施します。

**審査日：令和６年７月３１日（水）**

・詳細は第１次審査合格者へ学校を通じて通知します。（７月中旬に送付予定）**欠席した場合は、辞退したものとみなします。**

・審査結果（ＵＳＪ奨学生の決定）は８月上旬に学校を通じて通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **５** |  | **採用時の給付手続** |

（１）第２次審査合格者（ＵＳＪ奨学生決定者）に、学校を通じて「振込先口座届（様式５）」を送付します。必要事項を記入し、奨学生本人名義の通帳のコピーと共に、学校を通じて大阪府育英会に提出していただきます。

（２）８月中に２０万円（４年制の高等学校の場合は１０万円）を届け出口座に振込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **６** |  | **３年次進級後及び進路確定時の給付手続等** |

（１）３年次進級後の給付にあたっては、学校あてに「状況報告書（様式６－１：学校長等作成分）」と「奨学生からの状況報告（様式６－２：奨学生作成分）」を送付しますので、それぞれ報告事項を記入のうえ、「２年次の成績証明書」と併せて、学校長から大阪府育英会まで提出していただきます。

 ・書類審査した結果、成績の著しい低下等、ＵＳＪ奨学金の趣旨にそぐわないと判断した場合には、

 　給付を行わないことがあります。

 ・３年次の４月中に２０万円（４年制の高等学校の場合は１５万円）を給付します。

 ・４年次進級時（４年制高等学校）にも上記書類（成績証明書については３年次の証明書）

 　が必要となります。

（２）入学する大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程が確定した場合は、「進学先決定報告書（様式７）」と併せてそれを証明する書類（合格通知書等）を大阪府育英会に提出していただきます。提出書類を確認後、６０万円を給付します。

 ・「進学先決定報告書（様式７）」については、３年次（４年制高等学校の場合は４年次）の

 　秋ごろに学校を通じて送付します。

・高等学校等在学中に大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程への進学

が確定しないときは、出身学校長等による進学準備中であることを証する書類等を大阪府育英会

に提出することにより、当該学校卒業後１年以内に限り奨学金の給付手続きを留保します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **７** |  | **個人情報の利用目的等** |

（１）大阪府育英会は、個人情報の取り扱いについて、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、また安全に管理するため必要な措置を講じます。

（２）氏名、住所、所得状況、成績などの個人情報は、ＵＳＪ奨学金の採用審査、給付に関係する事務連絡、及び給付金の振込事務のためにのみ使用し、その他の目的では使用しません。

（３）大阪府育英会は、上記（２）の目的の範囲内で、ＵＳＪ奨学生決定者の次の書類を、寄附者である合同会社ユー・エス・ジェイに提供します。

* + 1. 大阪府育英会ＵＳＪ奨学生申込書（様式１）（写し）
		2. 小論文（様式２）（写し）
		3. 活動報告書（様式３）（写し）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **８** |  | **その他** |

（１）ＵＳＪ奨学金の趣旨を理解し、奨学生としての自覚を持ち、自分の夢の実現に向けて努力してください。

（２）大阪府育英会やＵＳＪの活動における募金活動等に協力を求める場合があります。

（３）申込書類等につきましては、返却いたしません。また、選考の経過及び決定の理由は開示しません。

（４）申込者（生徒）が日本国籍を有しない在留外国人の方について、令和元年度から申込みの要件を緩和しました。大阪府育英会ホームページのお知らせ「大阪府育英会ＵＳＪ奨学生募集について」のうち、「在留外国人の方の申込資格に関する確認書」により申込みの可否についてご確認ください。

（５）大学等卒業後、または大学院修了後に就職状況報告書を提出していただきます。